議案第六〇号

三朝町長等給与条例（昭和二十八年三朝町条例第一八号）の一部を次のように改正するものとする

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長　坂出雅己

昭和三十四年九月二十六日原案可決

東伯郡三朝町議会議長　加藤幸太郎

鳥取県東伯郡三朝町議会議長印

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例

第二条中「別表第一」を次のように改める

第七条中「別表第二」を次のように改める

別表第一

区分	給料月額
町長	四二、〇〇〇円以内
助役	三〇、〇〇〇円以内
收入役	二五、〇〇〇円以内
固定資産評価員	二二、〇〇〇円以内

別表第二

区分											
	鉄道賃		船賃	車馬賃（荷につき）	日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食事料（一夜につき）
	県内	県外			県内	県外	県内	県外	
町長	三等運賃プラス二等運賃の半額	二等運賃の半額	五級運賃	五円	二五〇円	二六〇円	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	三〇〇円
助役	〃	〃	〃	〃	二二〇円	二四〇円	八〇〇円	〃	〃
收入役	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
固定資産評価員	〃	〃	〃	〃	二二〇円	二二〇円	〃	〃	〃

附則

この条例は公布の日から施行する